

## 国立大学法人宮崎大学「次世代育成支援法」に基づく行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくること  
によって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のよう  
に行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

2 内 容

目標1 男性職員による育児に関する休暇制度の利用を促進する。

〈対策〉

令和4年4月～

- ・学内会議等を通じ、育児休業や看護休暇の取得者数を情報提供することにより、育児に関する休暇制度利用に対する意識醸成を図る。
- ・管理職に対する情報提供や研修等の開催により、育児に関する休暇制度の取得を一層促進する。

目標2 時間外労働を短縮するための措置を実施する。

〈対策〉

令和4年4月～

- ・職員の能率発揮、仕事と生活の調和のために、ノー残業デーを積極的に実施するよう周知する。
- ・時間外労働の実態を調査するとともに、その推移を各部局に提供し会議等でも報告する。
- ・会議等は勤務時間内で終了できるよう設定することや、勤務時間外における会議開催を自粛するよう啓発を行う。
- ・管理職に対する研修等を引き続き開催し、時間外労働削減について意識醸成を図る。

目標3 働き方改革を推進するため、年次休暇の取得を促進する。

〈対策〉

令和4年4月～

- ・年次有給休暇管理簿を作成し、職員の年次有給休暇取得状況の見える化を図る。
- ・年次有給休暇の取得状況に基づき、計画的な年次有給休暇の取得や夏季の特別休暇と組み合わせた休暇の促進を奨励する。
- ・管理職は職員が年次有給休暇を連続して取得しやすい職場環境作りに努め、それを推奨する。